

公益財団法人ウェスレー財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 ウェスレー財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。これを変更または廃止する場合も同様である。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公益事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 児童又は青少年の健全な育成事業に対する支援。
(2) 社会福祉を増進する活動に対する支援。
(3) 国籍・人種を超えた国際相互理解の促進。
(4) 内外の貧困、差別救済、難民、外国人移住者等への支援。
(5) 男女共同参画社会を目指す女性の自主活動や地域活動に対する支援。
(6) 非営利団体に対する優遇的な施設の貸与。
(7) 地域コミュニティの活性化の支援。
(8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。
2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 当法人は、その公益目的事業の推進のために、次の事業を行う。
(1) 不動産の賃貸借
(2) 公益事業を支援するための商品売買、イベントの開催
(3) その他、前条公益目的事業に関連した事業

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告)

第7条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第8条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（又は交付を受けた補助金その他の財産）については、その半額（以上）を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

- 第9条 基本財産について、当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を得なければならない。
 - 3 基本財産（公益目的不可欠特定財産）の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 当法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、事業年度開始の日の前日までに、行政庁に届け出なければならない。
 - 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ会計監査人を設置している場合には、当該会計監査人により第3号から第7号までの書類について監査を受けた上で、理事会の承認を経、定時評議員会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書（会計監査法人を設置している場合）
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 会計監査報告（会計監査法人を設置している場合）
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重

要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第13条 当法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
 - (2) 第1号に該当する者の配偶者、3親等内親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
 - 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営の細則は理事会において定める。
 - 4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 6 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 7 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 8 第6項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力

を有する。

- 9 評議員は、当法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 10 評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

（報酬等）

- 第16条 評議員に対して、評議員会一日出席当たり、評議員全員分の総額10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- （1）理事及び監事の選任及び解任
 - （2）理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及び支給の基準
 - （3）計算書類等（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））の承認
 - （4）定款の変更
 - （5）残余財産の処分
 - （6）基本財産の処分又は除外の承認
 - （7）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招集権者）

- 第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 代表理事に事故のあるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

- 第21条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 4 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席者代表2名が署名又は記名押印し、これを保存する。

第6章 役員

(役員)

- 第25条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事3名以上7名以内
監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。また、代表理事のほかに、2名以内を業務執行理事とすることができる。
- 3 業務執行理事を「一般社団・財団法人法」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、当法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつては

ならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会の定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の設置)

第29条 当法人は、次のいずれかに該当するときは、会計監査人を設置しなければならない。ただし、以下のいずれにも該当しなくなったときは、自主的に会計監査人を設置する場合を除き、この限りでない。

- (1) 収益の部に計上した額の合計額が、1,000億円以上のとき
- (2) 費用及び損失の部に計上した額の合計額が、1,000億円以上のとき
- (3) 負債の部に計上した額の合計額が、50億円以上のとき

(会計監査人の職務及び権限)

第30条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書(会計監査人を設置している場合のみ)を監査し、会計報告書を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したも

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 4 会計監査人の任期は、退任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

- 第32条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から3号までのいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事の報酬、その他職務執行の対価については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除又は限定)

- 第35条 当法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律198条において準用する111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律198条において準用する111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成及び権限)

- 第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 3 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同第2項の責任限定契約の締結

(招集)

- 第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
 - 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。
 - 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
 - 4 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第27条第3項の報告については、適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

第8章 定款の変更・合併及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、当法人の目的(第3条)、公益事業(第4条)、並びに評議員の

選任及び解任の方法（第14条）についても同様とする。

（合併等）

第42条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第43条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第44条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（特別の利益の禁止）

第46条 当法人は剰余金の分配は行わない。又当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員又はこれらの親族等に対し、剰余金の分配、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第9章 事務局

（設置等）

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第48条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
（1）定款
（2）評議員、理事及び監事の名簿
（3）認定、許可、認可等及び登記に関する書類
（4）評議員会及び理事会の議事に関する書類
（5）財産目録

- (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

附則

- 1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
- 設立時評議員 日野原重明
- 設立時評議員 大宮溥
- 設立時評議員 (ジエング クローディア キャサリン) GENUNG CLAUDIA KATHLEEN
- 設立時評議員 (ジュリアン デボラ ウミピグ) JULIAN DEVORAH UMPIG
- 設立時評議員 成松三千子
- 2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
- 設立時理事 (バートン ルイス キャシー アイリーン) BURTON-LEWIS KATHY IRENE
- 設立時理事 大津恵子
- 設立時理事 仲摩信行
- 設立時代表理事 (バートン ルイス キャシー アイリーン) BURTON-LEWIS KATHY IRENE
- 設立時監事 柴川林也
- 3 設立者の氏名及び住所は次のとおりである。
- 住所 東京都港区南青山6丁目10番11号
- 氏名 インターポート ミッション代表
- (バートン ルイス キャシー アイリーン) BURTON-LEWIS KATHY IRENE
- 住所 東京都世田谷区玉川田園調布2丁目8番15号
- 氏名 日野原重明
- 住所 東京都足立区谷中五丁目1番9号
- 氏名 大宮溥
- 住所 神奈川県横浜市青葉区松風台24番地50
- 氏名 仲摩信行
- 4 この定款の改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する
- 5 平成27年1月15日、この定款の表題、第1条、第10条第1項、第11条第1項、第23条第3項及び第4項、第24条、第27条第3項、第37条第3項及び第4項、第38条、並びに第42条を変更し、同日より施行する
- 6 令和5年6月15日、第11条(一部変更)、第29条(新設)、第30条(一部変更)及び第31条(一部変更)を変更し、同日より施行する。
- 7 第25条、第26条、第27条、第36条及び第45条を変更し、2026年6月10日より施行する。